

# 愛川町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 町行動計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき作成し、本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び町が実施する措置等を示す。

## 2 対象となる感染症

- ・ 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ）
- ・ 新感染症のうち、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

## 3 町行動計画の概要

新型インフルエンザ等から町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、特措法に盛り込まれた対策等を定める。

### 基本的な方針

対策の目的、対策の基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担などを示す。

### 町行動計画の主要6項目

主要6項目の具体的な対策について、発生段階ごとに示す。

#### (1) 実施体制

##### ① 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画及び対応マニュアル等を作成し、必要に応じて見直していく。

##### ② 体制の整備及び関係機関との連携

各段階において、必要に応じて、常設の組織である「町新型インフルエンザ等対策担当者会議」、「町新型インフルエンザ等対策会議」、「医療機関連絡会」において対策を検討するとともに、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、町長を本部長とする「愛川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

また、県が設置する会議に参加し、関係機関との連携強化に努める。

#### (2) 情報の収集・提供・共有

いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関するさまざまな情報を国及び県から系統的に収集し、適時適切な対策の実施につなげる。また、国及び県からの要請に応じて、その取組み等に適宜、協力する。

町民等に対しては、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解のもと、各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動がとれる

よう、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (3) 予防・まん延防止

流行の最盛期をできるだけ遅らせることで、体制整備を図る時間を確保するとともに、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

#### ① 個人・地域・職場における対策

基本的な感染対策の普及や、新型インフルエンザ等の発生時に県が実施する措置の周知を図る。

#### ② 緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、県が緊急事態措置の実施区域に指定された場合に、感染拡大をできるだけ抑制し、社会的混乱を回避するため、県が実施する措置に協力する。

<県が実施する措置>

- ・ 県民に対する不要不急の外出自粛等の要請
- ・ 学校、保育所等の施設の使用制限等の要請・指示

### (4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

#### ① 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に予防接種を実施する。

#### ② 住民接種

国が定める接種順位等に基づき、町内に居住する者に対し、予防接種を実施する。

### (5) 医療

#### ① 相談窓口の設置

町民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を整え、相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。また、県が設置する「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」及びコールセンター等の周知を図る。

#### ② 在宅で療養する患者への支援

必要に応じて、見回り、訪問診療、医療機関への移送などを行う。

#### ③ 緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

医療機関が不足し、医療の提供に支障が生じると認める場合に、県は臨時の医療施設を開設し、医療の提供を行うが、県知事が必要があると認めるときは、町も臨時の医療施設を設置する。

### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

#### ① 遺体の火葬・遺体安置体制の確保

円滑な火葬又は埋葬が実施できるよう努め、火葬能力の限界を超える事態が生じた場合の備えや臨時遺体安置所の確保を行う。

- ② 対策物品の備蓄  
個人防護服、消毒薬等の対策に必要な物資及び資材を備蓄する。
- ③ 町民・事業者への呼びかけ  
町民及び事業者に対し、食料品、生活関連物資等の購入・販売について、適切な行動を呼びかける。
- ④ 緊急事態宣言がされている場合の対策  
緊急事態宣言がされている場合、必要に応じ、次の対策を行う。
  - ・生活関連物資等の価格の安定に関する措置
  - ・水の安定供給
  - ・在宅の高齢者・障害者等の要援護者への生活支援
  - ・火葬又は埋葬の特例実施、臨時遺体安置所の拡充

## 4 計画の構成

### 第1章 はじめに（総論）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 行動計画の作成

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 対策の目的
- 2 対策の基本的な考え方
- 3 対策実施上の留意点
- 4 発生時の被害想定
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要6項目
- 7 行動計画実施上の留意点
- 8 発生段階

発生段階における状態と国・県・町各行動計画の対応表

### 第3章 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期（感染拡大～まん延～減少）
- 6 小康期

各段階における町の推進体制及び主な対応一覧

**別添** 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

■各段階における町の推進体制及び主な対応

段階	対策の目的	推進体制	主な対応
1 未発生期	発生に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、次の会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・医療機関連絡会</li> </ul> </li> <li>○県、他市町村及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町行動計画等の作成及び見直し</li> <li>・行動計画に基づく訓練の実施</li> <li>・情報収集・提供・共有</li> <li>・相談窓口の設置準備</li> <li>・予防・まん延防止対策実施の準備</li> <li>・特定接種の実施準備</li> <li>・住民接種の実施準備</li> <li>・要援護者への生活支援策の検討</li> <li>・火葬能力及び臨時遺体安置所の把握・検討</li> <li>・対策物品の備蓄</li> </ul>
2 海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内発生の遅延・早期発見</li> <li>○県内発生に備えた体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、次の会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・新型インフルエンザ等対策本部（任意設置）</li> <li>・医療機関連絡会</li> </ul> </li> <li>○県、他市町村及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供・共有</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・予防・まん延防止対策の実施</li> <li>・特定接種の実施</li> <li>・住民接種の準備</li> <li>・帰国者・接触者センターの周知</li> <li>・遺体の火葬・安置体制の確認</li> <li>・対策物品の備蓄</li> </ul>
3 県内未発生期	県内・町内発生に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、次の会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・医療機関連絡会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供・共有</li> <li>・相談窓口の体制充実・強化</li> <li>・予防・まん延防止対策の実施</li> <li>・特定接種の実施</li> </ul>

段 階	対策の目的	推進体制	主な対応
(未発生期)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部（任意設置）</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部（法定設置）</li> <li>○ 県、他市町村及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民接種の実施</li> <li>・ 帰国者・接触者外来の周知</li> <li>・ 地域経済安定のための呼びかけ</li> <li>・ 遺体の火葬・安置体制の強化</li> <li>・ 対策物品の備蓄</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 生活物資の価格の安定等</li> <li>・ 水の安定供給</li> </ul>
4 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内発生に備えた体制整備</li> <li>○ 発生後は、感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、次の会議の開催</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部（任意設置）</li> <li>・ 医療機関連絡会</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部（法定設置）</li> <li>○ 県、他市町村及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・提供・共有</li> <li>・ 相談窓口の体制充実・強化</li> <li>・ 予防・まん延防止対策の実施</li> <li>・ 特定接種の実施</li> <li>・ 住民接種の実施</li> <li>・ 帰国者・接触者外来の周知</li> <li>・ 抗ウイルス薬の予防投与</li> <li>・ 地域経済安定のための呼びかけ</li> <li>・ 臨時遺体安置所の確保</li> <li>・ 対策物品の備蓄</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 生活物資の価格の安定等</li> <li>・ 水の安定供給</li> </ul>
5 県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康被害、町民生活・地域経済への</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、次の会議の開催</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・提供・共有</li> <li>・ 相談窓口の体制充実・強化</li> </ul>

段 階	対策の目的	推進体制	主な対応
(感染拡大期)	影響を最小限に抑える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・ 医療機関連絡会</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部（法定設置）</li> <li>○ 県、他市町村及び関係機関との連携</li> <li>○ 他の地方公共団体による代行、応援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防・まん延防止対策の実施</li> <li>・ 住民接種の実施</li> <li>・ 在宅療養患者への支援</li> <li>・ 地域経済安定のための呼びかけ</li> <li>・ 対策物品の備蓄</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 臨時の医療施設の設置</li> <li>・ サービス水準に係る呼びかけ</li> <li>・ 生活物資の価格の安定等</li> <li>・ 水の安定供給</li> <li>・ 要援護者への生活支援</li> <li>・ 遺体の火葬強化及び臨時安置所の確保</li> </ul>
6 小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民生活及び地域経済の回復</li> <li>○ 第二波の流行への備え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、次の会議の開催</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策担当者会議</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策会議</li> <li>・ 医療機関連絡会</li> <li>※緊急事態解除宣言時</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部廃止</li> <li>○ 県、他市町村及び関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策の評価・見直し</li> <li>・ 情報収集・提供・共有</li> <li>・ 相談窓口の体制縮小</li> <li>・ 基本的な感染対策の普及</li> <li>・ 住民接種の実施</li> <li>・ 県内感染期に講じた対策の縮小・中止</li> <li>・ 地域経済安定のための呼びかけ</li> <li>※緊急事態宣言時</li> <li>・ 緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>